

## 大洗町地域公共交通網再編検討業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

大洗町地域公共交通網再編検討業務公募型プロポーザル実施要領(以下「本要領」という。)は、大洗町地域公共交通網再編検討業務委託(以下「本業務という。’)について、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により、参加事業者の提案を求め、公共交通体系の構築に関し技術力等が優れている受託候補者を適正かつ公平に選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務名 大洗町地域公共交通網再編検討業務
- (2) 業務内容 別紙「大洗町地域公共交通網再編検討業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
- (4) 委託金額 6,171,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする  
なお、この金額は、事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約日までの間、国又は地方公共団体からの指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しているものでないこと。
- (6) 過去5年間(令和元年度から令和5年度)において、公共交通関係の計画策定業務若しくは公共交通利用者の移動実態やニーズ把握を目的とした調査業務の履行実績(官公庁に限らず民間事業者による発注業務を含む。)を有すること。

#### 4. 実施スケジュール

- |                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 本要領の公表      | 令和 6 年 4 月 26 日 (金) ※町ホームページに掲載 |
| (2) 質疑書提出期限     | 令和 6 年 5 月 20 日 (月) 17 時        |
| (3) 質疑書回答       | 令和 6 年 5 月 22 日 (水)             |
| (4) 参加意向申出書提出期限 | 令和 6 年 5 月 24 日 (金) 17 時        |
| (5) 企画提案書提出期限   | 令和 6 年 5 月 31 日 (金) 17 時        |
| (6) 辞退届提出期限     | 令和 6 年 6 月 11 日 (火) 17 時        |
| (7) プレゼンテーション   | 令和 6 年 6 月 14 日 (金) 午後          |
| (8) 審査結果の通知     | 令和 6 年 6 月 17 日 (月)             |
| (9) 委託契約の締結     | 令和 6 年 6 月下旬                    |

#### 5. 質疑書の提出及び回答

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出期限 | 令和 6 年 5 月 20 日 (月) 17 時                                |
| (2) 提出方法 | 質疑書 (様式第 1 号) により電子メールで提出すること。                          |
| (3) 提出先  | 大洗町まちづくり推進課 machidukuri@town.oarai.lg.jp                |
| (4) 回答方法 | 都度電子メールにて回答し, 令和 6 年 5 月 22 日 (水) に大洗町ホームページに回答一覧を公開する。 |
| (5) 注意事項 |   |
| ①        | 質疑のメールタイトルは, 「【提案事業者名】大洗町地域公共交通網再編検討業務に係る質問」とすること。      |
| ②        | 質疑は 1 者につき原則 1 回とする。                                    |
| ③        | 積算内容, 他の参加表明者についての質疑は受け付けない。                            |
| ④        | 送信後, 送信した旨, 担当窓口へ電話にて報告すること。                            |

#### 6. 参加意向申出書の提出

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出期限 | 令和 6 年 5 月 24 日 (金) 17 時必着  |
| (2) 提出書類 | ①プロポーザル参加意向申出書 (様式第 2-1 号)<br>②業務実績報告書 (様式第 2-2 号) ※本要領 3.(6)に示す実績<br>③誓約書 (様式第 2-3 号)<br>④会社概要書 (任意様式) |
| (3) 提出方法 | 持参又は郵送 (簡易書留等信書の郵送に適する方法)   |
| (4) 提出先  | 〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275<br>大洗町地域公共交通会議事務局<br>(大洗町まちづくり推進課地域振興係)                                |
| (5) 注意事項 | 持参の場合, 大洗町役場の閉庁日を除く, 各日 8 時 30 分から 17 時までとする。   |

## 7. 参加承認

本プロポーザルへの参加の可否は、令和6年5月29日（水）15時までに「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第3号）」により電子メールで通知する。

なお、大洗町の承認を受けない限り、本プロポーザルへは参加できない。また、必要書類を提出したにも関わらず、令和6年5月29日（水）15時までに連絡がない場合、同日17時までに電話確認を行うこと。

## 8. 企画提案書

### (1) 企画提案書の提出

提案書類の内容は、本要領及び別紙仕様書により作成されたものとし、次の内容を提出するものとする。なお、様式のサイズは、全てA4版とすること。

- ① 提案書類提出書（様式第4-1号）
- ② 企画提案書（様式第4-2号）
- ③ 業務の実施方針（様式第4-3号）
- ④ 業務実施体制（様式第4-4号）
- ⑤ 担当者経歴（様式第4-5号）
- ⑥ 工程計画書（様式第4-6号）
- ⑦ 参考見積書（任意様式） ※単価、人員・人日等の内訳を明記すること。

### (2) 提案書類の作成方法

- ① 企画提案書 正本1部、副本10部 ※8(1)①～⑦に示す書類
- ② 企画提案書（様式4-2号）は、枚数は指定しないが、内容は簡潔に記載すること。
- ③ 企画提案書には、仕様書に記載された業務の具体的な進め方のほか、より効果的に業務を遂行するための独自提案があれば、合わせて記載すること。
- ④ 提出時の注意事項
  1. 正本、副本を一式として各1部ずつダブルクリップ留めで提出すること（ステープラー等は使用しない）。
  2. 副本には、企業名等提案者が判断できるものは一切記載しないこと。

### (3) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限 令和6年5月31日（金）17時必着
- ② 提出方法 持参又は郵送（簡易書留等信書の郵送に適する方法）
- ③ 提出先 上記6.(4)の提出先のとおり

## 9. 参加辞退

参加意向申出書を提出した後に、何らかの理由により辞退する場合は、令和6年6月11日（火）17時までに辞退届（様式第5号）を上記6.(4)の提出先に持参又は郵送（簡易書留等信書の郵送に適する方法）により提出すること。

## 10. 審査の方法

本業務の企画提案の審査については、大洗町地域公共交通会議プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記(3)に定める審査項目に基づき審査し、優先交渉権者を選定する。

### (1) 審査

#### ① 第1次審査

提出された企画提案書等を審査基準により書類審査を行い、評価点の上位4者を選定する。なお、評価点は、各審査委員の評価点の合計とする。

#### ② 第2次審査

提出された企画提案書等に記載された内容に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）により審査を行い、最も高い者を優先交渉権者とする。なお、評価点は、各審査委員の評価点の合計とする。

#### ③ 評価点が同点となる場合

見積金額が最も低い者を優先交渉権者とし、見積金額も同額の場合においては、下記(3)企画提案の内容に係る評価点の高いほうを優先交渉権者として決定する。

#### ④ 有効な提案者が1者の場合

各審査委員の評価点の合計が360点以上（600点満点）であり、大洗町地域公共交通会議（以下「本会議」という）が適正な提案と判断する場合は、その者を優先交渉権者とする。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）

① 実施日 令和6年6月14日（金）午後

② 実施場所 大洗町役場

実施日時、実施場所については、電子メールにより通知する。

③ 時間配分 プレゼンテーションは20分以内、ヒアリング（質疑応答）10分以内とする。

④ 説明者等 プレゼンテーションを行うものは4名以内とし、業務実施体制（様式第4-4号）に示された者以外の出席及び代理出席は認めない。また、他の提案者の傍聴も認めない。

⑤ 使用機材 プロジェクター、スクリーンは審査委員会が準備する。

(3) 審査項目

① 評価内容と配点

区分	評価内容	配点
業務実績 運営体制	過去 5 年（令和元年度から令和 5 年度）以内に完了している公共交通関係の計画策定業務若しくは公共交通利用者の移動実態やニーズ把握を目的とした調査業務の履行実績（官公庁に限らず民間事業者による発注業務を含む。）。	5
	専門的知識を有した人員の配置など，円滑かつ確実な業務を遂行できる運営体制がとられているか。手持ち業務により専任性を欠くようなことはないか。	10
	本業務に従事する統括責任者の専門知識・経験等の活用は期待できるか。	5
	発注者との業務分担や連携について明確であるか。	5
担当者の意欲	プレゼンテーションにおける提案の趣旨が明確で，本業務への取り組み意欲が感じられるか。	5
	説明者自身が業務内容を把握，理解しているか。	5
提案内容	大洗町の現状と課題を把握した提案となっているか。	20
	適正な工程計画となっているか。	10
	個々の調査，検討業務の実施方法が具体的かつ適切なものとなっているか。	15
	提案内容に独自のノウハウや工夫が見られ，実現性や独創性の観点からも優れた提案となっているか。	10
価格評価	採点は次のとおり計算し，計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。 「得点＝10 点×(最低参考見積価格 <sup>*1</sup> ÷参考見積価格 <sup>*2</sup> )」 ※1：全提案者中最も低い参考見積価格 ※2：当該提案者の参考見積価格	10

② 評価基準

評価基準	説明	配点 5	配点 10	配点 15	配点 20
特に優れている	評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。	5	10	15	20
優れている	評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。	4	8	12	16
普通	要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。	3	6	9	12
やや劣る	劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。	2	4	6	8
劣る	劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。	1	2	3	4
提案なし	評価項目に該当する提案がなされていない。	0	0	0	0

(4) 結果通知

審査結果については、令和6年6月17日（月）に各提案者に自己の結果のみを通知する。

なお、審査結果通知前の来訪や電話、電子メール等での問い合わせについては、一切応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(5) その他

- ① 提出された書類等の著作権は、本会議に帰属する。但し、契約を締結しなかった応募者が提出した書類等の著作権については、応募者に帰属する。
- ② 提出された提案書は返却しない。
- ③ 提出された書類等は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、複製することがある。
- ④ 提案書の作成及び提出、プレゼンテーション等に関する費用は、全て提案者の負担とする。

- ⑤ プレゼンテーションでは、企画提案書等提出した資料に沿って説明を行うものとし、追加資料の説明や配布は認めない。

#### 11. 契約の締結

本プロポーザルにより選定された業者は、本会議と契約を締結するものとする（令和6年6月下旬を予定）。なお、契約書は、本会議と受注者で協議したうえで作成する。

#### 12. 企画提案者の失格

- (1) 定められた提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合。
- (2) 提出書類が本要領に示された条件に適合しない場合。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような行為（虚偽、不正な接触等）があった場合。
- (5) その他、本要領に違反するなど審査委員会が不相当と認めた場合。

#### 13. 担当窓口

大洗町地域公共交通会議事務局（大洗町まちづくり推進課地域振興係）

担当：鈴木，深谷

住所：〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

電話：029-267-5109（直通）

※受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで

FAX：029-266-3084

Mail：machidukuri@town.oarai.lg.jp